

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【理化学研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	理化学研究所

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 前中期計画中に処分することとされていた「駒込分所」は平成22年度に売却し、独立行政法人通則法の規定に基づき、譲渡収入の政府出資分及び簿価超過額(計1,552,021千円)を平成23年度末に国庫納付した。この他民間等出資者への払戻手続等を行った。</p> <p>○ 理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、「板橋分所」は廃止することを決定した。今中期計画期間中に、当該分所が担っている機能を和光地区に移転、通則法第46条の2の規定に基づく不要財産の譲渡を行い、これにより生じた収入額の範囲内で主務大臣が算定した金額を国庫に納付する。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 該当なし ※不要な施設等は保有していないため</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 不動産・物品等の資産全般において、定期的に調査を行う等自主的に見直している。 具体的には、独法評価の事後評価等において資産の見直しを行っているところ。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。</p> <p>○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を開始した。</p> <p>● シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用する(平成21年7月から実施)。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>(再掲)</p> <p>○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>(再掲)</p> <p>○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。</p> <p>● シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用している(平成21年7月から実施)。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし</p> <p>※職員研修施設・宿泊施設は有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 「駒込分所」は平成22年度に売却し、独立行政法人通則法の規定に基づき、譲渡収入の政府出資分及び簿価超過額(計1,552,021千円)を平成23年度末に国庫納付した。「板橋分所」については、理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、当該分所が担っている機能を、第3期中期計画期間中に和光地区に移転した上で、廃止することを決定した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p> <p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 調達においては、真にやむをえないものを除き一般競争入札等競争性のある契約へ移行している。なお、平成24年度は小額随意契約を除いた契約件数は2,745件であり、このうち87.5%(2,401件)が競争性のある契約であった。平成24年度は、平成23年度(87.3%)より0.20%の増加となっているが、今後も契約の適正化に向けて引き続き努力を続けることとする。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>一般競争等:34,263,799千円(76.2%)、競争性のない随意契約:10,719,512千円(23.8%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>一般競争等:2,401件(87.5%)、競争性のない随意契約:344件(12.5%)</p> <p>また、一者応札・応募の改善を図るべく、応札者を過度に限定するものでないかを点検することを目的として仕様を確認することに努めている。さらに、調達情報の周知拡大を図るべく、平成23年2月より供給業者等へ調達情報を配信するメールマガジンを開始する等、実質的な競争性の確保に努めているところ。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、理化学研究所と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>(再掲) ○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 該当なし</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>(再掲) ○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 役員については平成24年4月より「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた取扱を開始し、改正規程を届出・公表した。また、職員についても同法の趣旨を踏まえ、労働組合との協議を経て、平成24年10月より実施し、改正規程を届出・公表した。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 国民の理解と納得が得られるよう、給与改定や期末手当の見直し等を実施し、これまで中期計画において給与水準の適正化目標として掲げたラスパイレース指数を達成してきたところであり、例年、直近の指数に係る検証結果を念頭に、政府方針を踏まえた取組を労使協議して実施している。なお、中期計画に記載したラスパイレース指数の引き下げ目標(平成22年度において120以下)については、達成済み(平成22年度:113.9)である。なお、役職員等給与水準に係る平成25年度公表資料において、講ずる措置として、以下を記述している。</p> <p>【1. 人事院勧告を踏まえた給与改定】特殊法人から独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定(15年度△1.09%、17年度△0.30%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.20%、22年度△0.10%)、24年度△0.23%(23年度における給与較差も期末手当にて調整)を実施している。また、55歳を超える管理職に対し本給及びこれに連動する手当について1.5%減額調整している。なお、給与構造改革については、労使交渉の関係から国家公務員と比較して1年遅れたが、19年度より平均△4.8%の給与改定を実施している。</p> <p>【2. 手当の改正】(1) 役職手当については、17年度管理職員の役職手当の0.050%引下げ、18年度課長代理級の役職手当の2.5%引下げ、19年度より役職手当の定額化を実施した他、22年度より55歳を超える管理職に対する役職手当及びこれに連動する手当を1.5%減額調整している。また、21年度において住居手当(持家)を廃止している。</p> <p>(2) 平成20年度以降期末手当は段階的な見直しを行っており、非管理職において累計0.3ヶ月の削減を実施した。これに加え、管理職、非管理職ともに人事院勧告を踏まえた削減を実施している。</p> <p>【3. 労使交渉】給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員給与」等の趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。</p> <p>【4. 少数精鋭主義の維持】対国家公務員指数の削減のため、現在の事務担当者に代えて、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処することも考えられるが、従前の業務と同等な業務運営の質を確保することが困難になると共に、行財政改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。</p> <p>【5. 対象職員の範囲】現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、20年度より年俸額算定に際して賞与相当額を反映している任期制年俸制職員が比較対象となった。しかし、年俸額算定に際して賞与相当額のない概念の無い大多数の任期制年俸制職員は比較対象外のみであり、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 引き続き、理事長、理事及び監事等の報酬について、個別額を公表していく。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 従前に引き続き、監事監査及び評価委員会において給与水準についてチェックを受け、適正化を図っていく所存。なお、平成23年度の評価委員会においては、「適正な給与水準に向け、人員構成の見直し等に努めていると認める。なお、国家公務員が給与改定及び臨時特例措置を年度末間際に決定したことを踏まえ、平成23年度は、給与水準の適正化のため、同趣旨の措置を実施すべく検討しており、さらに、現在、労使交渉を行うようとしているところであり、引続き労働者側の理解を得るべく努力していくべきものと考え。」との分析・評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 中期計画において、一般管理費について15%削減(中期目標期間中)、その他の事業費について毎事業年度につき1%以上の効率化を定めており、引き続き適切な執行に努める。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費においては、平成22年3月限りで互助組織に対する支出(平成21年度実績14,969千円)を廃止したのに加え、平成23年3月限りで食堂業務委託費(平成22年度実績41,483千円)を廃止した。さらに、借上住宅の自己負担の見直しを図り、平成24年度からは自己負担率を現行の15%から20%への引上げを実施した。 ● また、諸手当については世界的な研究機関としての競争力を発揮するため人件費の範囲内で努力しており、国民の理解を得られるよう、引き続き、適正な給与制度の整備に努めていく。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 前年度の人件費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査しているところ。引き続き、費用見積りの明確化に向けた検討を進めていく。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 平成17年度に監事監査の補佐、内部監査、公益通報・相談対応を担う「監査・コンプライアンス室」を設置。毎年度監査規程に基づく内部監査を実施して理事会議等で報告を行ない、組織のコンプライアンスの確保に努めているところ。平成24年度においては、引き続き職員のコンプライアンス意識の醸成を目的とした法律セミナーを実施するとともに、研究不正、研究費不正防止に向けた取組みとして、全管理職に対して配付している「研究リーダーのためのコンプライアンスブック」等を活用した研修を実施した。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオリソース事業において、平成22年4月1日より、営利機関への手数料の値上げ（非営利機関の1.3倍から2.0倍に変更）等の提供手数料の見直しを実施した。また以降も3年毎に見直すこととし、平成25年4月にも再見直しを行った。これにより、平成22、23、24年度の提供手数料収入はそれぞれ対21年度比107、114、117%となっている。 ● 放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、平成24年4月より、さらなる成果公開優先利用の促進を図るため、公募時期に限らず随時利用を可能とするビームラインを1本設定し、ユーザー増による利用収入の増加に向けた試行的取組を開始している。
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● シンポジウムの開催等寄附が見込める事業については、引き続き、HP等で積極的に寄附を呼びかけている。これらの取組により、平成24年度は、247件、100,173千円の寄附金を受入れた。（平成23年度実績：224件、61,341千円）
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究成果の実用化を図るため、実用化コーディネータを配置し、特許等の実施許諾等の技術移転活動を推進するとともに、企業の経営トップに対して、新事業開発に貢献する研究提案を行う等、企業との共同研究等の実施による自己収入の拡大を目指した活動を積極的に展開した。これら取組により、平成24年度の企業との共同研究等による収入は1,522,173千円であった。（参考 平成22年度実績：1,117,686千円、平成23年度実績：1,675,039千円） ※共同研究等とは、共同研究、受託研究、特別受託研究、技術指導、受託研究生、受託分析及び受託試験を意味する。
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究事業の選定に際しては、平成15年度に設置した、理研内外の有識者で構成される「研究戦略会議」において議論を行い、それらの助言をもとに理事会が研究実施の可否について判断している。 ● 研究所全体に対する機関評価については、平成5年度より、国内外の卓越した研究者等を委員とする国際評価委員会（理研アドバイザー・カウンシル：現議長は、Rita Colwell元米国国立科学財団（NSF）長官）を設置し、中期目標期間中に2回開催している。また、各センター等に対する機関評価については、国内外の卓越した研究者等を評価委員とする評価委員会（センターアドバイザー・カウンシル）を設置して、定期的（2～3年毎）に評価を行っている。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 第6回理研アドバイザー・カウンシル(H18年6月)の指摘を踏まえ、中央研究所とフロンティア研究システムを統合して基幹研究所を設立するとともに、企業との連携センターを立ち上げる等の反映を図った。また、第7回理研アドバイザー・カウンシル(H21年4月)の指摘を踏まえ、事務アドバイザー・カウンシルを設置し、事務改革の推進に資する提言を得た。第8回理研アドバイザー・カウンシルをH23年10月に開催し、提言を第3期中期計画の策定に反映させた。なお、理研アドバイザー・カウンシル及び各センターアドバイザー・カウンシルの評価結果については、報告書完成後、ホームページ上で速やかに公表している。

No.	26	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。	2a (一部措置済み)	○平成23年度予算にあたっては、理事長のガバナンスの下、事業を全般的に見直し、研究課題や研究チームの廃止（△1,682,014千円）や業務効率化（△753,811千円）等削減を行った上で予算の重点化を行った。 （平成23年度予算 政府支出金ベース：88,194,542千円（前年比△3,673,284千円：前年比△4.0%）） さらに平成24年度予算においても同様に研究課題やチームの廃止（△1,869,878千円）等削減を行い重点化を進めた。 （平成24年度予算 政府支出金ベース：84,672,034千円（前年比△3,522,508千円：前年比△4.0%）） 加えて平成25年度予算においては第3期中期目標期間への移行にあたり、ライフサイエンス分野における5つの研究組織を見直し、2つの研究組織に統廃合するとともに、環境・エネルギー分野における4つの研究組織を見直し、2つの研究組織に統廃合するなど大幅に組織・事業を見直し（△15,859,982千円）、重点化を進めた。 （平成25年度予算 政府支出金ベース：78,831,195千円（前年比△5,838,839千円：前年比△6.9%））	具体的な内容で指摘された研究プロジェクトの重点化については、左記のとおり終了している。委託業務の経費縮減については、要求性能を確保した上で、研究開発の特性に合わせた効率的・効果的な契約手続に加え、質と価格の適正なバランスに配慮した調達を引き続き実施する。
02 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進					○分子イメージング研究については、放医研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科省、放医研及び理研の関係者にて検討を行い、理研においては、第3期中期計画が始まる平成25年度以降、創薬候補となる化合物探索に不可欠な技術開発に特化することとした。これに先行して、平成23年度限りで、放医研が優位性を有する一部の研究領域「高比放射能関連技術研究（少量で微細な生体反応の画像化を可能にする技術開発）（平成23年度予算：13,000千円）」は廃止した。	
03 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進					○ナノテクノロジー関連研究においては、平成22年9月に、理化学研究所と物質・材料研究機構における効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築している。また、平成23年度限りで「次世代ナノサイエンス・テクノロジー研究（平成23年度予算：234,399千円）」を廃止した。 ○委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。 具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応札となり、従前の一者応札であった契約者とは別の業者が落札した。 さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。	
04 研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	○平成23年度予算において、研究体制の見直し等による効率化による削減を行った。 ※植物科学研究事業 H22年度：1,248,435千円→H23年度：1,126,076千円（△122,359千円） ※バイオリソース事業 H22年度：3,126,277千円→H23年度：2,993,771千円（△132,506千円）	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。	1a	理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、「板橋分所」については当該分所が担っている機能を、第3期中期計画期間中に和光地区に移転した上で、廃止することを決定した。	措置済み
06	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（丸の内）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（丸の内）については廃止し、平成23年3月末までに、原子力研究開発機構、海洋研究開発機構と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。	措置済み
07		海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。	1a	中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を設置。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。	措置済み
08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	借上宿舎数の制限、自己負担率の見直しを図るべく、理研内部の検討委員会「住宅審査会」において検討し、平成24年度には自己負担率を現行の15.0%から20.0%へ引上げた。なお、平成24年12月14日行政改革担当大臣名で公表された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に基づき、住宅制度の見直しを行い、構内住宅については20戸、借上住宅については6戸の廃止を決定した。	措置済み
09	取引関係の見直し	SPring-8の業務委託見直し	23年度から実施	SPring-8関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。	1a	委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応札となり、従前の一者応札であった契約者とは別の業者が落札した。さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。	措置済み
10		調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	国民の理解と納得が得られるよう、給与改定や給与の臨時特例措置等を実施し、これまで中期計画において給与水準の適正化目標として掲げたラスパイレス指数を達成してきたところであり、例年、直近の指数に係る検証結果を念頭に、政府方針を踏まえた取組を労使協議して実施している。なお、中期計画に記載したラスパイレス指数の引き下げ目標（平成22年度において120以下）については、達成済み（平成22年度：113.9）である。また、役員について平成24年4月より臨時特例措置を実施している。また、職員についても同法の趣旨を踏まえ、労働組合との協議を経て、平成24年10月より実施し、改正規程を届出・公表した。	今後とも、自らの給与水準が国民の理解を得られるか検討を行った上で、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることとする。

No.	26	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等 ○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。 ○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。	1	・中期目標において、理化学研究所の使命を明確化し、理化学研究所が担うべき研究への重点化を図るとともに、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図った。また、その中期目標に従った中期計画を策定した。 ・国民理解のために全所横断的に推進している「一般公開」「科学講演会」「サイエンスキャンプ」、また、「BioJapan」をはじめとする各種の産業展示会において、理研の研究成果と最先端の科学技術を紹介している。 ・平成19年度に、より一層の国民理解増進を図るため、「理研サイエンスセミナー」を実施し、平成20年度以降も継続して実施している。	
2	事務及び事業の見直し	新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業 ○当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止する。	1	・当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化した。 ・平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止した。 ・バイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）について、平成20年9月末に廃止した。	
3	組織の見直し	組織体制の整備 ○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。	1	・平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムを統合することにより基幹研究所を設置した。	
4	組織の見直し	支部・事業所等の見直し ○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。 ○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。 ○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。	1	・海外の研究拠点及び駒込分所については第2期中期目標期間中に措置済。板橋分所において実施している研究については和光キャンパスに移し、第3期中期計画期間中に処分することを決定。	
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大 ○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。	1	・平成19年10月より、NMR施設（NMR立体構造解析パイプライン）について利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で外部利用を開始しており、H21年度予算より利用者が支払う受益者負担部分について自己収入として予算計上した。 ・平成23年度から共用を開始したX線自由電子レーザーについては、最先端研究基盤施設の利用技術の開拓と普及という観点から成果非専有利用を先行したところであるが、利用料に係る適正な受益者負担の制度化に向け、引き続き企業等の成果専有利用に関するニーズ把握等の調査を行なっている。 ・放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、平成24年4月より、さらなる成果公開優先利用の促進を図るため、公募時期に限らず随時利用を可能とするビームラインを1本設定し、ユーザー増による利用収入の増加に向けた試行的取組を開始している。	
6	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元 ○研究成果については、積極的に社会への還元を努める。 ○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。	1	・平成25年7月現在、国内企業と理研が共同で研究を実施する融合的連携研究プログラムにおいて、9課題を実施している。 ・理研の研究成果の発信・普及に努め、HPに成果情報の公開を行い、随時更新している。また、定期的にメールマガジンの発行を行い、最新成果の発信を行っている。 ・埼玉県や中小企業基盤整備機構と共に和光インキュベーションプラザを開設し、平成20年1月より入居を開始した。また同年4月より、本格的に活動を開始した。 ・中期計画に基づき、実施許諾したものも含めて一定期間毎に保有特許の実用化の価値や費用対効果を検証し、権利維持の必要性を見直すといった効率的な維持管理を行い、知的財産収入の増加に努めている。	